

生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法

制 定 平成17年 7 月29日農林水産省告示第1260号
改 正 平成18年 2 月28日農林水産省告示第 210号
最終改正 平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、認定生産行程管理者（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）が行う生産情報公表農産物の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年 6 月30日農林水産省告示第1163号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号（以下「農産物識別番号」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- 三 当該農産物について公表されている事項が事実即したものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

第3条 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第1号の規定により計算された化学合成農薬削減割合（以下単に「化学合成農薬削減割合」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録（「化学合成農薬削減割合」、「平均使用回数（日本農林規格第5条第1項第1号に規定する平均使用回数をいう。第三号において同じ。）」及び「地方公共団体（外国の地

方公共団体を含む。以下同じ。)の名称(日本農林規格第5条第2項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下この項において同じ。)」についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認

二 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認

三 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合、平均使用回数及び地方公共団体の名称が事実即したものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査による確認

四 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

2 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第2号の規定により計算された化学肥料削減割合(以下単に「化学肥料削減割合」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。

一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録(「化学肥料削減割合」、「現に施用した化学肥料の窒素分量」、「平均窒素分量(日本農林規格第5条第1項第2号に規定する平均窒素分量をいう。第三号において同じ。)」及び「地方公共団体の名称(日本農林規格第5条第3項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。)」についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認

二 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認

三 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合、現に施用した化学肥料の窒素分量、平均窒素分量及び地方公共団体の名称が事実即したものであるか否かについての当該化学肥料削減割合に関する記録の調査による確認

四 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

最終改正の改正文(平成27年3月27日農林水産省告示第714号) 抄
平成27年4月1日から施行する。